

IEEJ NEWSLETTER

No.31

2006.4.5 発行

(月 1 回発行)

財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 十市 勉

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0212 FAX: 03-5547-0223

目次

- 1 . 日中関係とエネルギー問題を考える
- 2 . 丹波レポート：注目を集めた中国の全人代
- 3 . 共同実施監督委員会 (JISC) に参加して
- 4 . 審議会ハイライト

1 . 日中関係とエネルギー問題を考える

3月下旬、北京で日中米3カ国の政策対話、また上海では日中エネルギー対話の会合に参加する機会を得た。昨年来、日中の政治関係が一段と悪化する中、**民間ベースで自由な意見交換を行い、相互の誤解と不信感を取り除く努力を強めることは、単に日中両国のみならず、いまやアジアおよび世界にとっても極めて重要な課題**となっている。以下では、エネルギー問題に焦点を当てながら、概要を紹介したい。

(安全保障と核不拡散問題)

まず、日中米の対話では、安全保障、核不拡散、エネルギー、貿易の問題などについて議論された。4月20日の胡錦濤・国家主席の訪米を控えて、**全体として日中よりも米中対話の色彩が濃かった**。米側からは、**中国の平和的、経済的な繁栄は歓迎す**

るが、政治的、軍事的な強大化には強い懸念を持っている。現在中国は、望ましい方向に向かう移行期にあると考えられるが、軍事予算などで透明性が強く求められる。米国内では中国脅威論も高まっており、不確実な未来に対して、日米同盟の強化などヘッジ戦略がとられている。それに対して、中国は、日米の台湾問題への関与や軍事同盟の強化などのヘッジ戦略が、中国の行動に悪影響を与え、不信感を生み出す原因となっている。中国の軍事力は、日米に比べて IT 化が遅れるなど、能力面で非常に劣っており、また国防白書などは、これまで国内向けであったので、今後は内容の充実を含めて透明性を高める必要があるとの意見も出された。

イランの核問題では、中国は、あくまでも外交的な解決を目指すべきで、軍事力の行使や経済制裁には反対である。また、最近の米印の原子力協力合意は、目先の地政学的な利益を先行させ、NPT(核兵器不拡散条約)体制を揺るがす二重基準であり、イラン核問題にも悪影響を及ぼすとの意見が出された。米側参加者からは、今後 12 ヶ月の見通しとして、11 月中間選挙後に米国がイスラエルによる軍事制裁の確率 60%、経済制裁の確率 30%、外交交渉の確率 10%とのシナリオが紹介された。また、米印の原子力協力協定は、インド系米国人の団結力と政治的影響力の強さから、最終的には米議会で認められるだろうとの意見が出された。さらに、北朝鮮の核問題については、米国が熱意を欠いており、また中国と韓国の経済支援と貿易の拡大により経済制裁が有効に機能しないため、現在の手詰まりが続くとの見方が多かった。

(中国の資源開発と原子力)

近年の中国政府と国営企業が一体となった海外での資源確保の動きは、エネルギー供給源の分散化策として理解できるが、スーダンやアンゴラ、イランなど「問題国家」への進出は、中国にとって大きな政治的リスクである。また、海外での資源確保およびシーレーン問題が、中国の軍事戦略と一体化しており、米ペンタゴンの懸念となっているとの指摘がなされた。それに対して、中国側からは、世界の石油市場は、生存競争の場であり、また産油国も相手国の分散化を求めているとの意見が出された。さらに、米議会内では、ユノカル買収劇で見られたように、銀行や通信、鉄道や港湾、エネルギーなど重要な社会インフラ事業について、経済よりも安全保障を重視して、海外の国営企業による直接投資を警戒する動きが強まっている。そのため、中国の国営石油企業の政府からの自立性と経営面での透明性が求められている。

一方、今後の世界的なエネルギー不足と地球温暖化対策として、**原子力発電の利用拡大が進むが、そのためには核拡散防止が不可欠で、技術による解決が可能**であるとの点で日中間で意見が一致した。中国側からは、NPT 加盟の非核保有国の権利および IAEA の役割を尊重すべきであり、**核燃料の国際管理に向けた協力が必要**との意見が出された。また、六カ所村の使用済み核燃料の再処理施設が稼働すれば、余剰プルトニウムが蓄積され、**日本が潜在的な核保有国になる可能性が高まり、何らかの制限が必要との指摘**がなされた。それに対して、日本は IAEA の特別査察の下で透明かつ厳重な管理を行い、分離 Pu と U を即座に混合するため軍事利用が難しいこと、国民の総意として核武装の可能性はないことが説明された。また、日本側からは、原子力分野での協力を進めるには、**中国の原子力発電所での稼働率や事故、トラブルなどの運転データや情報を共有し、透明性を増すことが重要**との指摘がなされた。

(東シナ海問題と日中エネルギー協力)

東シナ海のガス田問題では、**共同開発を進めるべきとの原則では一致したが、具体論では大きな溝は埋まらなかった**。中国側からは、**両国のマスメディアが不正確な情報を元にナショナリズムを煽る現状は問題**であり、この問題は靖国問題に比べると大した問題ではないなどの意見が出された。日本側からは、**国際司法裁判所の殆どの判例では、EEZ (排他的経済水域) の境界については日本案に近いこと**、また両国間の全海域で共同開発を行うべきとの意見が出された。いずれにしても、**中国側は、ポスト小泉政権との交渉を前提に当面の対応策を考えている**と思われる。

また中国は、**省エネルギーを最重要の政策課題**に掲げており、多くの参加者からこの分野での日中協力への強い期待が表明された。事実、今年から始まる第 11 次 5 年計画でも、**2010 年までに GDP 当たりのエネルギー消費原単位の 20%改善を目指して、各省や地方毎に目標を設定して取り組みを強めている**。また、CCT (クリーンコール・テクノロジー) として、すでに石炭ガス化発電や石炭液化、DME などの実用化に取り組んでおり、日中の技術協力の重要な分野である。**民間の技術協力を進める際には、知的財産権の問題を十分考慮する必要**がある。

(常務理事・首席研究員 十市 勉)

2 . 丹波レポート : 注目を集めた中国の全人代

中国では 3 月 5 日から 14 日まで国会にあたる全国人民代表大会 (全人代) が開かれた。今般の全人代は特に第 11 次 5 ヶ年計画 (2006 年から 10 年) を承認するもので注目された。中国国内の安定性の問題、経済政策、エネルギー政策、環境問題、軍事政策、対台湾政策等は今や本来の国内問題とは言えない性格を帯びるに至っており、そういう観点から内外メディアの注目を集めたのは当然のことであった。

全人代の初日、温家宝首相が「政府活動報告」を行い、5 ヶ年計画期間の年平均成長率を 7.5% とし (過去 5 年の実績は 9.5%)、これまでの成長至上主義から持続的安定成長を目指す方針を明らかにした。また、貧富の格差、資源浪費、環境破壊など急成長がもたらしたひずみ是正に取り組み、特に農村対策を最重視することを強調した。中国中央は、この農村対策へのフォーカスのシフトは“歴史的”な意味を持つものであると強調している。

一党独裁支配を行っている中国中央にとって、都市と農村の所得格差の問題は、中国社会の安定性を脅かす最大の要因になってきている。都市と農村の所得格差は、昨年は 3.2 倍になっている。当局と農民 (約 7 億 5000 万人と言われる) あるいは民工 (都市への出稼ぎ農民で約 2 億人と言われる) との衝突事件が昨年は 87,000 件に上り、多くが農民との対立で、衝突の 65% は土地収用問題であった。

現在の中国には、これまでの高度成長がもたらしたひずみ、鄧小平の唱えた「先富論」から来たひずみが生まれ、農民を中心とする国民の間に深刻な不満のマグマがたまっている。今般の全人代での報告や議論を開いているとこの問題の深刻さがよく分かるし、これに対する中国中央の危機感がよく分かる。この問題は、中国共産党の統治の正統性を問うところまできていると言えよう。これらの国民の不満が対外的方向に方向付けされたりすると、これはもう中国国内のみの問題でなくなるので注意深く観察して行く必要がある。

注目の国防費は、本件は昨年比 14.7% 増 (総額で約 4 兆円) で 18 年間連続で 2 桁増である。過去 18 年間で国防費は約 11 倍になった。中国の実際の国防費は公表額の

約 3 倍と見られており、また、公表国防費の内訳も不透明であり、**国外から中国脅威論が出てきても不思議でない状況である。**

台湾問題については、全人代最終日に行われた記者会見で温家宝首相は、台湾が中台統一を最終目標にした「国家統一綱領」の運用を最近終了したことについて「一つの中国の原則に公然と挑戦し、兩岸の平和と安定をひどく破壊した」と非難はしたが、この日が「台湾独立」防止の武力行使に法的根拠を与えた**中国の「反国家分裂法」施行からちょうど 1 周年であったが、この法律には触れず、逆に、一つの中国の原則を守りさえすれば台湾与党の民進党とも前向きに交渉する用意がある**と言明するなど、全体としてはやや抑制された発言を行ったことが注目された。

人民元の問題については、温家宝首相は、同じ記者会見の場で、**人民元相場を少しずつ上昇させることはありえても、昨年 7 月の時のように突然の再切り上げをすることはないと**言明したところ、米国が記録的な対中貿易赤字を抱えて、人民元の再切り上げを期待しているので、米国の反応が今後注目されるところである。

(顧問・前ロシア大使 丹波 實)

3 . 共同実施監督委員会 (JISC) に参加して

今年 3 月 7 11 日に、ドイツのボンで開催された共同実施監督委員会 (JISC : Joint Implementation Supervisory Committee) に、委員として参加した。以下では、JISC での検討の現状について報告したい。JISC は、**昨年 12 月のモンリオールでの気候変動枠組条約第 1 回京都議定書締約国会合 (COP/MOP1) で設立された委員会**である。京都議定書では、先進国が他の先進国で温室効果ガス排出削減プロジェクトを実施して、その削減実績を投資国側に認めるという共同実施 (JI) が認められている。JISC は、**投資を受ける国 (ホスト国) が自らプロジェクトの管理能力を有していないと認定された場合 (第 2 トラック) に、ホスト国に代わってプロジェクトによる削減量の検証ルールを策定するとともに、その手続きを監督する権限を持つ。**

モンリオール会議では、今後 JISC が検討すべき事項の決定がなされ、それを受

けて今年の 1 月と 3 月に 2 回の JISC が開催されている。そこでは、JISC の運営ルールの決定が行われると共に、第 2 トラックの JI 事業による削減量 (ERU : Emissions Reduction Unit) の検証に必要なガイドライン等の確認を行い、JISC での検討に関する具体的な行動計画が決定されている。今後、JISC で JI プロジェクトでの ERU 検証に係わる環境整備が行われ、本年後半から来年に向けて、具体的な JI プロジェクト登録の手続きを進めることが可能となっていく (今の段階では、どの時期に一連の検証手続きが可能になるかは示されていない)。

JI 事業については、オランダやデンマークといった欧州諸国が、早い段階から中・東欧諸国で数多くの事業計画の検討と事業化に向けた具体的取り組みを進めている。一方こうした取り組みは、JISC におけるルールが未決定の段階で進められているため、検討している事業が認められるか、もしくは手続きが認められず再度申請手続きを行う必要があるかもしれないリスクを認識しつつも、早期にプロジェクトの立ち上げ準備を行いながら、京都議定書の目標達成を目指すものである。そのため、第 2 回の JISC と平行して実施されたワークショップでは、欧州各国の政府関係者・事業者から、JISC に対して、早期に取り組んできている事業がそのまま認められるような柔軟なルールの構築が強く示された。JISC がこうした要請に対してどの様に対応していくかは、メンバー全体の検討動向によるが、欧州のこうした働きかけが何らかの影響を及ぼす可能性は否定できない。

一方日本は、中・東欧やロシア等での事業リスクや、JISC でのルールが未構築であるため、これまで取り組んできている JI 事業はまだ限定的であるのが現状である。しかし、今後の京都議定書の目標達成に向けては、京都メカニズムの活用が不可欠であること、さらには CDM プロジェクトが想定したほどその事業化や承認が進んでいないことを考慮すれば、JI の活用可能性についても早期に判断する必要がある。もし今後、事業化を促進する必要性が高いと考えるのであれば、JISC におけるルールの検討動向を精査しつつ、日本 (事業者) としては、望ましいルールのあり方等をホスト国との協議やパブリックコメント、ワークショップを通して積極的にインプットしていく必要がある。

(地球環境ユニット総括、JISC メンバー 工藤 拓毅)

4 . 審議会ハイライト

総合資源エネルギー調査会・第2回総合部会 (3月22日)

今年秋に策定予定の「新・国家エネルギー戦略」の中間とりまとめ案について事務局から報告があった。目標として「**エネルギー安全保障を確立し、国民経済に安全と安心を提供**」、「**エネルギー問題と環境問題の一体的解決による持続可能な成長基盤の確立**」、「**アジア・世界のエネルギー需給問題克服への貢献**」を掲げ、戦略の基本的視点として、強靱なエネルギー需給構造の実現や緊急時対応策の充実などを挙げている。

内藤理事長の発言要旨は以下の通り。

- ・ **海外から見た日本のエネルギー市場としての魅力を損なわず、また若い人材をエネルギー部門に呼び込むためにも、もう少し前向きな情報発信が必要**である。例えば、石油依存度低減については、単に「引き下げる」とするのではなく、何をもってその引き下げた部分をカバーするのかという点を前面に押し出すべきである。
- ・ **エネルギー中核企業の育成は、政府が一丸となってその体制を整備する必要**がある。また、**自国民は自国で守るという意識を徹底し、国として世界で活動する日本企業をどのように支援していくのか、**という点を考えていくことが重要である。

(戦略・産業ユニット 研究員 小林良和)

○ 第9回原子力部会、第3回「電力自由化と原子力発電」小委員会 (3月17日)

原子力部会では、日本のメーカーが国際競争力を維持していくために、メーカー間の積極的な意思疎通、電気事業者のユーザーとしてのニーズの明確化、国際展開に向けた国の環境整備の取り組み等が提案された。内藤理事長は、「産業整備体制を真剣に検討し、国には旗振りを、電力会社はユーザーとしての立場から、原子力産業をどう強化していくかを検討すべきである。またプラントメーカーには、「国益」を原点に考え、標準化・受注構造の改善という課題に取り組むべき」と発言した。

一方小委員会では、**原子力発電所の広域的運営について、電気事業者の自主的な広域的運営への取り組みを円滑にするため、必要な投資環境など条件整備に向けた検討を行うことが示された**。また、**原子力発電の温暖化対策としてのメリットの可視化について、CO2 排出量算定法の標準化等を検討していくこととなった**。内藤理事長は、

広域運営に関して、政府と事業者の間で、また電力会社間での信頼醸成が重要であり、役割分担の明確化が必要であると強調した。

(戦略・産業ユニット 主任研究員 村上 朋子)

○ 第 15 回新エネルギー部会 (3 月 24 日)

国際的に広く用いられている「再生可能エネルギー」と日本固有の「新エネルギー」の定義の概念整理について、下記事務局案を基に議論が行われた。

「再生可能エネルギー」の定義

- ・ 諸外国との国際比較を円滑に行う観点から、従来の「新エネルギー」に、中小水力 (1000kW 未満) と地熱を加えたものを新たに「新エネルギー」と定義。
- ・ この「新エネルギー」に大規模水力 (1000kW 以上) 波力発電および海洋温度差発電を加えたものを「再生可能エネルギー」と定義。
- ・ ただし、廃棄物利用については、有機廃棄物 (バイオマス) のみに限定し、ゴミ発電など非有機廃棄物発電や熱利用をカテゴリーから除外。

「革新的エネルギー技術開発」の定義

- ・ 再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術のうち、普及を図ることが特に必要なものと定義。**従来の「需要サイドの新エネルギー」がこれに該当。**

各委員からは、**本案によりわが国の「再生可能エネルギー」比率は 7% と国際水準並みになるが、これに満足せず日本独自の意欲的な目標を掲げるべき、「再生可能エネルギー」の導入目標を原子力等とバランスの取れたものとすべき、資源の有効利用という観点から非有機物発電・熱利用は「再生可能エネルギー」とすべきなどの意見が出された。**

(地球環境ユニット 主任研究員 鶴岡明人)

Newsletter に関するご意見・お問合せは newsletter@tky.ieej.or.jp までどうぞ。